



平成 30 年 9 月 4 日

平成30年 8 月 30 日からの大雨により被害を受けられた皆さまへ

平成30年 8 月 30 日からの大雨により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。お客さまからの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故受付窓口	 0 1 2 0 - 8 2 6 - 5 6 6 (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)
	 0 3 - 6 2 0 5 - 7 9 1 1 (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)

弊社では災害救助法が適用された地域でご契約をいただいている皆さまを対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、弊社代理店または以下の弊社担当窓口までお申し出ください。

<特別措置の内容>

1. 契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2ヵ月後の末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2ヵ月後の末日までに継続手続きくだされば、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2ヵ月後の末日までにお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2ヵ月後の末日を限度にその払込を延期することができます。

適用地域

適用市町村		適用日
山形県	新庄市 (しんじょうし)	平成 30 年 8 月 31 日
	最上郡 最上町 (もがみぐん もがみまち)	
	最上郡 舟形町 (もがみぐん ふながたまち)	
	最上郡 真室川町 (もがみぐん まむろがわまち)	
	最上郡 大蔵村 (もがみぐん おおくらむら)	
	最上郡 鮭川村 (もがみぐん さけがわむら)	
最上郡 戸沢村 (もがみぐん とざわむら)		

猶予期日

平成 30 年 10 月 31 日

特別措置に関する 弊社ご連絡先	日本支社：0 3 - 5 5 1 1 - 6 5 6 5 (代) (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分) 大阪営業部：0 6 - 6 2 4 5 - 5 4 4 7 (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)
--------------------	---